平成２９年（フ）第５７号
広島県三原市宮浦６丁目25番１－101号、前住所広島県三原市西野１丁目14番27号
破産者　今井　幸一
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２７号
山口県萩市大字土原380番地２
破産者　金　　優
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第３７号
高知市春野町西分4660　特別養護老人ホームうららか春陽荘、開始決定時の住民票上の住所高知市はりまや町３丁目５番19号
破産者　植田　佐惠
法定代理人成年後見人　杉村　真理
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４２号
北九州市小倉北区片野４丁目14番23―603号
破産者　宮崎由美子
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４３９号
北九州市小倉北区黄金２丁目９番16―1101号
破産者　濱村　一人
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４４０号
北九州市小倉北区黄金２丁目９番16―1101号
破産者　濱村美千代
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１３号
北九州市小倉南区葉山町２丁目２番７号
破産者　諫山　幸一
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３９号
佐賀市東与賀町大字下古賀77番地８　メゾンドリームＥ号室、破産手続開始決定時の住所佐賀市赤松町12番７号　コーポてんよう11号
破産者　田中ふさえ
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
長崎市城山町15番13号　森ビル１階、旧住所長崎市丸尾町５番21号　Ｍ・Ｍコーポ２階
破産者　板坂　綾子
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
熊本市中央区渡鹿７丁目16番２－105号　ルミエール壱番館
破産者　小川　　弘
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０号
宮崎県児湯郡都農町大字川北原田4211－２、住民票上の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南18394番地
破産者　村上　京次
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４２号
宮崎市新別府町麓382番地１　ティータウンレガーロＢ棟102号、開始決定時の住所宮崎市吉村町西中甲1342番地２
破産者　丸岡　正和
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０７号
宮崎市祇園４丁目98番地３　ペリプエスト・メゾン201号
破産者　佐師　　馨
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３４号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅９棟35号
破産者　根井佐弥香
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4529番地16
破産者　上村　大輔
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２９年（フ）第１８２４号
札幌市清田区北野３条５丁目14番７号　コーポかおる２号
破産者　髙橋　知子（旧姓大辻）
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３５号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番27号　ハウス八軒
破産者　安藤　順子
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９５号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地１　アートサイドテラス601号表参道治療室内
破産者　増田　英樹（変更前の名秀樹）
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０１号
北海道江別市野幌東町30番地の４　エクセレンス野幌106号室
破産者　高橋　英仁
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部